

中小企業の皆様の情報発信基地として

# インフォメーション

No. 377

2018年 4 月号 APRIL



## 今月のお知らせ

社会保険料率に変更されています。  
事務処理に気を付けてください。

- ✎ 平成30年度の主な税制改正 Part
- ✎ 社会保険料率・様式等が変更されています
- ✎ はしやすめ ・春はダイエットの季節
- ✎ 税務まめ辞典 ・電話加入権の経理処理



shima  
accounting & management  
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治  
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19  
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068  
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp  
ホームページアドレス  
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

# 平成30年度の主な税制改正 *Part I*

3月28日に平成30年度の予算と税制改正法案が可決、成立しました。予算で重点を置いたのが子育て世帯の支援で、児童扶養手当の所得制限を緩めて全額支給できる受給者は15万人増える見込み。

一方、税制改正は給与所得控除を縮小し基礎控除を拡大。これによりフリーランスや自営業者は減税となり年収850万円以上の給与所得者は基本的に増税となります。

企業については、中小企業の事業承継に対して優遇し、減税による賃上げや設備投資を後押しする内容となっています。

なお、事業承継については今後セミナーを開催する予定にしております。日程が決まり次第ご連絡致します。

## 個人課税の強化 高所得者は増税

以下の改正はすべて平成32年分以後の給与所得について適用されます

### 給与所得控除額の見直し

- ① 給与所得控除額を一律に10万円引き下げる
- ② 給与収入の金額が850万円を超える場合の控除額の上限を195万円に引き下げる

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,625,000円以下	650,000円	550,000円
1,625千円超1,800千円以下	収入金額×40%	収入金額×40% - 100,000円
1,800千円超3,600千円以下	収入金額×30% + 180,000円	収入金額×30% + 80,000円
3,600千円超6,600千円以下	収入金額×20% + 540,000円	収入金額×20% + 440,000円
6,600千円超8,500千円以下	収入金額×10% + 1,200,000円	収入金額×10% + 1,100,000円
8,500千円超10,000千円以下		1,950,000円
10,000千円超	2,200,000円	

給与収入850万円を超える子育て・介護世帯は負担増に配慮し、新たに控除を追加（実質増税なし）

控除対象者	控除金額
① 23歳未満の扶養親族がいる場合 ② 本人が特別障害者に該当する場合 ③ 特別障害者に該当する配偶者又は扶養親族の合計所得金額が48万円以下の場合	$(\text{給与等の収入金額} - 850\text{万円}) \times 10\%$ ※上記の給与等の収入金額は1,000万円が上限

### 公的年金等控除額の見直し

本人の公的年金以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合

- ① 公的年金等控除額を一律に10万円引き下げる
- ② 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額の上限を1,955千円に引き下げる

公的年金等の収入金額 ①	公的年金等控除額			
	改正前		改正後	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
130万円以下	70万円	120万円	60万円	110万円
130万円超330万円以下	$\text{①} \times 25\% + 375\text{千円}$		$\text{①} \times 25\% + 275\text{千円}$	
330万円超410万円以下	$\text{①} \times 25\% + 375\text{千円}$		$\text{①} \times 25\% + 275\text{千円}$	
410万円超770万円以下	$\text{①} \times 15\% + 785\text{千円}$		$\text{①} \times 15\% + 685\text{千円}$	
770万円超1,000万円以下	$\text{①} \times 5\% + 1,555\text{千円}$		$\text{①} \times 5\% + 1,455\text{千円}$	
1,000万円超			1,955千円	

## 本人の公的年金以外の合計所得金額が 1,000 万円超の場合

- ① 合計所得金額 1,000 万円超 2,000 万円以下の場合、改正後の控除額からさらに 10 万円引き下げる
- ② 合計所得金額 2,000 万円超の場合、改正後の控除額からさらに 20 万円引き下げる

【例】65 歳以上で公的年金等の収入金額が 200 万円で合計所得金額が 1,500 万円の場合

改正前…200 万円 - 120 万円 = 80 万円 } 改正前と比べて控除額が 20 万円減  
改正後…200 万円 - 100 万円 = 100 万円 } ※2,000 万円超だと 30 万円減

社会保険に加入している方で給与収入が高額な場合は、年金の一部又は全額が支給停止されているため、年金の収入金額はもともと高くありませんが、年金の支給停止を受けていない事業所得や不動産所得が 1,000 万円以上ある方は大きな増税となります。

## 所得控除の見直し

- ① 給与や年金の控除が 10 万円引き下げられた代わりに基礎控除が 10 万円引き上げられました
- ② 合計所得金額の要件もそれぞれ 10 万円引き上げられています

控除の種類	適用要件等									
	改正前	改正後								
基礎控除	一律 38 万円控除	① 原則 48 万円（下記の者以外） ② 合計所得金額が 2,400 万円超は減額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400 万円超 2,450 万円以下</td> <td>32 万円</td> </tr> <tr> <td>2,450 万円超 2,500 万円以下</td> <td>16 万円</td> </tr> <tr> <td>2,500 万円超</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除額	2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	2,500 万円超	0 円
合計所得金額	控除額									
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円									
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円									
2,500 万円超	0 円									
扶養控除 配偶者控除 障害者控除	対象者の合計所得金額が 38 万円	対象者の合計所得金額が 48 万円以下 ※給与収入換算では 103 万円以下で変わらず								
源泉控除対象配偶者	合計所得金額が 85 万円以下	合計所得金額が 95 万円以下 ※給与収入換算では 150 万円以下で変わらず								
配偶者特別控除	合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下	合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下								
勤労学生控除	合計所得金額が 65 万円以下	合計所得金額が 75 万円以下								

## 社会保険料率・様式等が変更されています

平成30年3月分(4月納付分)より長崎県の健康保険・介護保険の料率が引き下げられています

- 健康保険料率 10.22% → 10.20% (労使折半 5.1%ずつ)
- 介護保険料率 1.65% → 1.57% (労使折半 0.785%ずつ)

※ 厚生年金保険料と雇用保険料率の変更はありません。

様式は日本年金機構のホームページよりダウンロードできます

平成30年3月5日より健康保険・厚生年金の各様式が変更されています

マイナンバー制度の導入に伴い届出様式が新しくなっています。また、これまで70歳以上の被用者届は別になっていましたが今回から統一されています。新様式のタイトルには「70歳以上被用者」も併記されていますので注意してください。

なお、マイナンバー制度導入により、マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者の氏名及び住所の変更届は原則不要となっています。ただし、年金事務所が各市町村へ照会をかけるのが1ヶ月に1回程度なので新しい保険証が送られてくるのは遅くなりそうです。急ぐ場合は氏名変更届を出してください。

また、被扶養者(家族分)については省略されておりませんので引き続き届出の必要があります。

被扶養者異動届の取扱いが一部変更されました

平成 29 年度税制改正により、被保険者の合計所得が 1,000 万円(給与と所得のみの場合は、給与等収入 1,220 万円)を超える場合、所得税法上の控除対象配偶者に該当しないため、事業主の確認をもって収入確認のための証明書類の添付を省略することができなくなり、証明書類の添付が必要になります。

# はしやすめ

# 春はダイエットの季節



暖かい日が続き、薄着になると気になるのが冬に蓄えてしまった脂肪ですよね？「そろそろ何とかしなければ！」と今から慌ててダイエット計画を立てている方も多いのではないのでしょうか。

ダイエット方法はテレビや雑誌などで多く取り上げられています。なかでも最近話題の「炭水化物抜きダイエット」や「糖質制限ダイエット」は方法を間違えるとかえって体調を崩し、最悪の場合は命を落とす危険もあります。

そもそもどうして太るのかというと、簡単に言ってしまうと「食べ過ぎ」です。一日に必要なエネルギー（カロリー）量以上に摂取すると余ったエネルギーが脂肪へと変換され体内に蓄積されてしまいます。厚生労働省が示している1日に必要な「推定エネルギー必要量」は一般的な成人男性で2,450~2,650 kcal、成人女性で1,900~2,000 kcal となっています。当然年齢や普段の活動によって変わります。ご自分の数値を知りたい方は日本医師会のホームページでも計算してくれます。

ダイエットとは推定エネルギー必要量を下回るよう食事を制限して減量する方法ですが、1日何にもしない人でも呼吸して心臓は動いているわけですから、安静にしてもエネルギーが消費されます。これを基礎代謝量と言い成人男性で1,500 kcal、成人女性で1,150 kcal ほどですが筋肉を大きくすることで基礎代謝量を増やすことができます。

炭水化物は「糖質」と「食物繊維」の総称で主に米やパン、麺類やイモ類に多く含まれています。糖質は体内に入るとブドウ糖などに分解され筋肉や肝臓に運ばれエネルギーとなり、食物繊維は消化されずに排出されます。

炭水化物さえ摂らなければ後は何を食べても飲んでも良いと勘違いしている方がいます。炭水化物を抜き続けると体は糖質不足を補うために体内に蓄積された脂肪をエネルギーに変えます。脂肪が燃焼されることで体重は減りますが、筋肉を分解して糖質を作り出すため筋肉量が落ち、結果的に基礎代謝量も低下しますのでダイエットをやめるとリバウンドにつながります。

さらに、たんぱく質の過剰摂取は腎機能を悪化させ、脂質の過剰摂取は中性脂肪を増加させます。食物繊維も不足するため腸内環境にも影響を及ぼします。

ここまで読んでいると何だかダイエットするのが体によくないように思えてきますが、適度な運動と必要以上のカロリーを摂取しないようバランスのとれた食事を心掛けて来たる夏に備えましょう。

## 税務まめ辞典

### 電話加入権の経理処理

電話加入権（施設設置負担金）とは電話回線を利用する場合に必要な権利で、現在1契約当たり税抜きで3万6千円となっています。（電話加入権が不要なライトプランは除く）

電話加入権は解約しても返金されない上に、**税務上「非減価償却資産」に該当し、経費にできません。**

電話加入権をお持ちの事業所であれば貸借対照表の無形固定資産に記載されており、複数の回線を利用していただくとすれば十数万円が計上されているはずですが。

携帯電話やインターネット回線が普及したことにより、電話加入権の買い取り業者で取引されている価額は数千円程度まで下がっています。買った時よりも価値が大幅に下落しているわけですから「評価損」として損金に計上したいところですが、税務上は売却や解約をしない限り損金計上は認められていません。

また、現在固定電話の利用を休止しているケースでも同様に損金計上できません。今後でも使わないようであればこの際解約して損金計上してしまいうのも節税対策の一手です。